

「介護保険料納入通知書」のコピー方法について

- 「住所」「氏名」「保険料段階」が写っていないものは無効になります。
- 紙のサイズがA3のためA4サイズに縮小するか、以下の該当部分（黒枠内）が収まるようにコピーしてください。
- * 両面コピーや2枚にわたるコピーは同一性がないため使用不可です。

年度歳入 介護保険料納入通知書・介護保険料額決定通知書・特別徴収額通知書



該当部分

被保険者番号

お問い合わせはこちらの窓口へ

保険料段階 (年額(F)①)	減免額 (F)②	保険料額 (F)③

●特別徴収の場合の労務課・派遣業者及び年金種別

●普通徴収の場合の納付方法

●各月の保険料額

月	標準額		変更後の保険料額	
	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				
変更前の保険料額				
内、減込分 (円)				

○普通徴収の場合の納付期限

月	納付期限
3月	4月10日
4月	5月10日
5月	6月10日
6月	7月10日
7月	8月10日
8月	9月10日
9月	10月10日
10月	11月10日
11月	12月10日
12月	1月10日
1月	2月10日
2月	3月10日
3月	4月10日

○普通徴収の場合の納付場所

自治体の市民課 (ゆりかご課)・福祉課 (年金課)・税務課、支所、出張所、生活支援センター・ピアス・ピアス・ピアス

○歳入科目

(歳入) (歳入) (歳入) (歳入) (歳入)

介護保険 介護保険 介護保険 介護保険 介護保険

※介護保険料については、被保険者の方が特別徴収か普通徴収かを
選択することができます。

この通知書は、今年度の課税状況の決定を受け、今年度の確定した
介護保険料をお知らせするものです。

1 介護保険料の計算

65歳に達したり、市外から転入されたことにより、本年度中に名古屋市の介護保険の第1号被保険者となられた場合には、その月から前年度で保険料額を計算し、前年度や転入届出月の月から納めていただきます。
(1日未満で65歳に達された方は、誕生日の前月から計算し、誕生日の前月から納めていただきます。)

また、転入や転出により資格喪失した場合には、喪失日の前月までで計算します。

2 介護保険料の納付方法等

	特別徴収	普通徴収
対象	65歳以上で1種類の老齢・遺族・遺族、障害年金を年額18万円以上受給している方	特別徴収以外の方
納付	年金から介護保険料が差し引かれます。	納付書や口座振替などにより納付していただきます。
納付	年6回年金支払日 (4、6、8、10、12、2月)	毎月

特別徴収の対象となる方

65歳に達した方や市外から転入された方などは、当初は普通徴収になりますが、65歳以上で1種類の老齢・遺族、遺族、障害年金を年額18万円以上受け取られており、年金受給者から本所に連絡があった方は、特別徴収へ変更となります。特別徴収へ変更となる場合には、変更前に通知書でお知らせします。